

## 「小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」設立趣旨

平成 27 年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成 32 年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととした。

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための情報提供など、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- ・洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組・連携
- ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

小瀬川流域は、左岸側が広島県大竹市、右岸側が山口県岩国市・和木町の2県にまたがる氾濫原を有しています。また、江戸後期以降の干拓・埋め立てによって形成された河口部の低平地に全国のコンビナートの先駆けとなる「大竹・岩国石油化学コンビナート」が形成され、人口・資産が集中しており、一度氾濫が起これば、浸水面積や浸水深など、その被害人口、被害額は甚大で社会経済に与える影響は計り知れません。

これまでにも、昭和 26 年 10 月洪水、平成 17 年9月洪水において流域に甚大な被害をもたらしました。

こうした背景や経緯を踏まえ、国と、広島県、山口県、大竹市、岩国市、和木町等からなる協議会を設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する「小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立します。

# 小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会規約

## (名称)

第1条 この協議会は、「小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、小瀬川流域で堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、国、広島県、山口県、大竹市、岩国市、和木町等が減災のための目標を共有し、連携・協力して、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

## (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

## (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報並びに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等の共有。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針の作成・共有。
- 三 地域の取組方針に基づく対策の実施状況の確認。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施。

## (幹事会の構成)

第5条 協議会には、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(幹事会の実施事項)

第6条 幹事会は、次に掲げる事項を実施する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができます。

- 2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、太田川河川事務所調査設計第一課に事務局を置く。

- 2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を参考し事務局会議を開催することができる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年5月25日から施行する。

一部改定 平成28年9月29日

## 別表 1

大竹市長  
岩国市長  
和木町長  
広島県 土木建築局長  
山口県 総務部 危機管理監  
山口県 土木建築部長  
気象庁 広島地方気象台長  
気象庁 下関地方気象台長  
国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所長  
国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所長  
国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所長  
国土交通省 中国地方整備局 弥栄ダム管理所長

## 別表 2

大竹市 危機管理監  
岩国市 危機管理課長  
和木町 企画総務課長  
広島県 土木建築局 道路河川管理課長  
山口県 総務部 防災危機管理課長  
山口県 土木建築部 河川課長  
気象庁 広島地方気象台 防災管理官  
気象庁 下関地方気象台 防災管理官  
国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所副所長  
国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所副所長  
国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所副所長  
国土交通省 中国地方整備局 弥栄ダム管理所長